

共生ビジョン事業一覧表（案）

年度	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計
総事業費	129,750	131,100	54,100	54,100	54,100	423,150

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

125,000 125,000 50,000 50,000 50,000 400,000

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

※表中の掲載順は、事業費の記載を考慮し、市町ごとにまとめてある。

(イ) 救急医療体制の充実

(ウ) リハビリテーション体制の確立

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	秩父市	第3条(1)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	・圏域内の公立病院への相互派遣体制の確立及び人材活用 ・医師の出身大学との連携による相互派遣の検討	45,000の内数	45,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	120,000の内数	「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」事業 ：県補助金（月額約200千円/人、6カ月間、県が指定する救急医療機関2名まで）	
2	秩父市	第3条(1)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	・魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保								
3	秩父市	第3条(1)	院内保育の整備等による医師・医療スタッフの確保	・院内保育の運営支援 ・圏域内私立病院への院内保育整備の一定の支援								
4	秩父市	第3条(1)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	・医療クラークの活用や電子カルテの導入								
5	秩父市	第3条(1)	二次救急輪番担当病院に対する支援	・運営経費補助金の増額 ・秩父郡市医師会等への救急輪番体制維持のための協力依頼								
6	秩父市	第3条(1)	救急車の機能向上	・救急車の古くなった装備の入替え								
7	秩父市	第3条(1)	救急医療体制維持のための広報周知	・住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施								
8	秩父市	第3条(1)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	・回復期リハビリ施設を運営する病院に対する財政的支援 ・専門家による講習会や先進地視察の実施による普及に向けた取組み								
9	横瀬町	第3条(1)7(7)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	・圏域内の公立病院への相互派遣体制の確立及び人材活用 ・医師の出身大学との連携による相互派遣の検討	20,000の内数	20,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	70,000の内数	「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」事業 ：県補助金（月額約200千円/人、6カ月間、県が指定する救急医療機関2名まで）	H22～23は45,000千円、H24以降は10,000千円	
10	横瀬町	第3条(1)7(7)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	・魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保								
11	横瀬町	第3条(1)7(7)	院内保育の整備等による医師・医療スタッフの確保	・院内保育の運営支援 ・圏域内私立病院への院内保育整備の一定の支援								
12	横瀬町	第3条(1)7(7)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	・医療クラークの活用や電子カルテの導入								
13	横瀬町	第3条(1)7(4)	二次救急輪番担当病院に対する支援	・運営経費補助金の増額 ・秩父郡市医師会等への救急輪番体制維持のための協力依頼								
14	横瀬町	第3条(1)7(4)	救急車の機能向上	・救急車の古くなった装備の入替え								
15	横瀬町	第3条(1)7(4)	救急医療体制維持のための広報周知	・住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施								
16	横瀬町	第3条(1)7(9)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	・回復期リハビリ施設を運営する病院に対する財政的支援 ・専門家による講習会や先進地視察の実施による普及に向けた取組み								

17	皆野町	第3条 (1)7(7)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の公立病院への相互派遣体制の確立及び人材活用</li> <li>医師の出身大学との連携による相互派遣の検討</li> </ul>	20,000の内数	20,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	70,000の内数	「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」事業 ： 県補助金（月額約200千円/人、6カ月間、県が指定する救急医療機関2名まで）	H22～23は20,000千円、 H24以降は10,000千円
18	皆野町	第3条 (1)7(7)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保</li> </ul>								
19	皆野町	第3条 (1)7(7)	院内保育の整備等による医師・医療スタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内保育の運営支援</li> <li>圏域内私立病院への院内保育整備の一定の支援</li> </ul>								
20	皆野町	第3条 (1)7(7)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療クラークの活用や電子カルテの導入</li> </ul>								
21	皆野町	第3条 (1)7(4)	二次救急輪番担当病院に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営経費補助金の増額</li> <li>秩父郡市医師会等への救急輪番体制維持のための協力依頼</li> </ul>								
22	皆野町	第3条 (1)7(4)	救急車の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急車の古くなった装備の入替え</li> </ul>								
23	皆野町	第3条 (1)7(4)	救急医療体制維持のための広報周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施</li> </ul>								
24	皆野町	第3条 (1)7(9)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期リハビリ施設を運営する病院に対しての財政的支援</li> <li>専門家による講習会や先進地視察の実施による普及に向けた取り組み</li> </ul>								
25	長瀬町	第3条 (1)7(7)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の公立病院への相互派遣体制の確立及び人材活用</li> <li>医師の出身大学との連携による相互派遣の検討</li> </ul>								
26	長瀬町	第3条 (1)7(7)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保</li> </ul>								
27	長瀬町	第3条 (1)7(7)	院内保育の整備等による医師・医療スタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内保育の運営支援</li> <li>圏域内私立病院への院内保育整備の一定の支援</li> </ul>								
28	長瀬町	第3条 (1)7(7)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療クラークの活用や電子カルテの導入</li> </ul>								
29	長瀬町	第3条 (1)7(4)	二次救急輪番担当病院に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営経費補助金の増額</li> <li>秩父郡市医師会等への救急輪番体制維持のための協力依頼</li> </ul>								
30	長瀬町	第3条 (1)7(4)	救急車の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急車の古くなった装備の入替え</li> </ul>								
31	長瀬町	第3条 (1)7(4)	救急医療体制維持のための広報周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施</li> </ul>								
32	長瀬町	第3条 (1)7(9)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期リハビリ施設を運営する病院に対しての財政的支援</li> <li>専門家による講習会や先進地視察の実施による普及に向けた取り組み</li> </ul>								
33	小鹿野町	第3条 (1)7(7)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の公立病院への相互派遣体制の確立及び人材活用</li> <li>医師の出身大学との連携による相互派遣の検討</li> </ul>	20,000の内数	20,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	10,000の内数	70,000の内数	「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」事業 ： 県補助金（月額約200千円/人、6カ月間、県が指定する救急医療機関2名まで）	H22～23は20,000千円、 H24以降は10,000千円
34	小鹿野町	第3条 (1)7(7)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保</li> </ul>								
35	小鹿野町	第3条 (1)7(7)	院内保育の整備等による医師・医療スタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内保育の運営支援</li> <li>圏域内私立病院への院内保育整備の一定の支援</li> </ul>								
36	小鹿野町	第3条 (1)7(7)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療クラークの活用や電子カルテの導入</li> </ul>								
37	小鹿野町	第3条 (1)7(4)	二次救急輪番担当病院に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営経費補助金の増額</li> <li>秩父郡市医師会等への救急輪番体制維持のための協力依頼</li> </ul>								
38	小鹿野町	第3条 (1)7(4)	救急車の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急車の古くなった装備の入替え</li> </ul>								
39	小鹿野町	第3条 (1)7(4)	救急医療体制維持のための広報周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施</li> </ul>								
40	小鹿野町	第3条 (1)7(9)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期リハビリ施設を運営する病院に対しての財政的支援</li> <li>専門家による講習会や先進地視察の実施による普及に向けた取り組み</li> </ul>								

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計	補助金・起債名等	備考	
1	秩父市	第3条(2)	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業	秩父圏域の地勢・住民・文化などの特性を考慮した、圏域独自の情報化を推進する計画を策定する。策定にあたっては、専門家の助言を得ながら、最新の動向を把握する。	-	-	-	-	-			現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金で対応	
2	横瀬町	第3条(2)イ(7)	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業		-	-	-	-	-				
3	皆野町	第3条(2)イ(7)	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業		-	-	-	-	-				
4	長瀬町	第3条(2)イ(7)	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業		-	-	-	-	-				
5	小鹿野町	第3条(2)イ(7)	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業		-	-	-	-	-				
6	秩父市	第3条(2)	「情報化研究会(仮称)」の開催	情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行う。	-	-	-	-	-			現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金で対応	
7	横瀬町	第3条(2)イ(7)	「情報化研究会(仮称)」の開催		-	-	-	-	-				
8	皆野町	第3条(2)イ(7)	「情報化研究会(仮称)」の開催		-	-	-	-	-				
9	長瀬町	第3条(2)イ(7)	「情報化研究会(仮称)」の開催		-	-	-	-	-				
10	小鹿野町	第3条(2)イ(7)	「情報化研究会(仮称)」の開催		-	-	-	-	-				

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	150					計	補助金・起債名等	備考
					H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費			
1	秩父市	第3条(2)	防災・防犯情報等お知らせメール運営の研究	緊急時の防災情報の提供、希望者に対する防犯情報や行政からのお知らせをメールでサービスしていくための活用・運用方を研究する。	150	-	-	-	-	150		
2	横瀬町	第3条(2)イ(4)	防災・防犯情報等お知らせメール運営の研究		-	-	-	-	-			
3	皆野町	第3条(2)イ(4)	防災・防犯情報等お知らせメール運営の研究		-	-	-	-	-			
4	長瀬町	第3条(2)イ(4)	防災・防犯情報等お知らせメール運営の研究		-	-	-	-	-			
5	小鹿野町	第3条(2)イ(4)	防災・防犯情報等お知らせメール運営の研究		-	-	-	-	-			

# イ 圏域外の住民との交流及び移住促進

## 交流及び移住促進事業の実施

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	4,300	5,800	3,800	3,800	3,800	21,500	補助金・起債名等	備考
					H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計		
1	秩父市	第3条(2)	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラム	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラムの実施に必要な体験プログラムの企画立案や事例研究、受入先となる農家民宿等の組織化、旅行会社・学校関係者へのPRやパンフレットの作成に取り組む。	3,000	2,500	1,500	1,500	1,500	10,000	子ども農山村交流プロジェクト対策交付金 彩の国グリーン・ツーリズム総合対策事業	平成24年度以降、ビジネスモデルとして成立した場合は市町負担無し。成立しなかった場合は、各市町で負担する。
2	横瀬町	第3条(2)ウ	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラム		—	625	375	375	375	1,750		
3	皆野町	第3条(2)ウ	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラム		—	625	375	375	375	1,750		
4	長瀬町	第3条(2)イ	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラム		—	625	375	375	375	1,750		
5	小鹿野町	第3条(2)イ	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラム		—	625	375	375	375	1,750		
6	秩父市	第3条(2)	空き家バンク整備及び運営委託事業	空き家バンクを活用した物件紹介の実務について先進事例を参考に調査研究・企画立案を行う。また、空き家バンクのシステム構築及び運用について、民間団体と協力して企画立案する。システム構築後、民間団体と協力してデータの収集について企画立案し、空き家バンクのデータ件数を増やす。	1,100	300	300	300	300	2,300		平成22年度は基金で対応
7	横瀬町	第3条(2)ウ	空き家バンク整備及び運営委託事業		—	75	75	75	75	300		
8	皆野町	第3条(2)ウ	空き家バンク整備及び運営委託事業		—	75	75	75	75	300		
9	長瀬町	第3条(2)イ	空き家バンク整備及び運営委託事業		—	75	75	75	75	300		
10	小鹿野町	第3条(2)イ	空き家バンク整備及び運営委託事業		—	75	75	75	75	300		
11	秩父市	第3条(2)	地域おこし協力隊の活用	都市の若者を地域おこし協力隊員として、一定期間以上受け入れ、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る。	200	100	100	100	100	600		研修等その他費用のみ計上 (隊員受入経費は除く) 平成22年度は基金で対応
12	横瀬町	第3条(2)ウ	地域おこし協力隊の活用		—	25	25	25	25	100		
13	皆野町	第3条(2)ウ	地域おこし協力隊の活用		—	25	25	25	25	100		
14	長瀬町	第3条(2)イ	地域おこし協力隊の活用		—	25	25	25	25	100		
15	小鹿野町	第3条(2)イ	地域おこし協力隊の活用		—	25	25	25	25	100		

## ウ 水道

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	秩父市	第3条(2)	秩父圏域水道事業の将来プランづくり	県が主催する秩父ブロック水道広域化協議会における埼玉県水道ビジョンの原案作成への参画	-	-	-	-	-	-		
2	横瀬町	第3条(2)エ	秩父圏域水道事業の将来プランづくり		-	-	-	-	-	-		
3	皆野町	第3条(2)エ	秩父圏域水道事業の将来プランづくり		-	-	-	-	-	-		
4	長瀨町	第3条(2)ウ	秩父圏域水道事業の将来プランづくり		-	-	-	-	-	-		

### 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### 人材育成等

No.	市町村名	協定項目	事業名	事業概要	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	秩父市	第3条(3)	職員及び議員の合同研修会の開催	定住自立圏構想で取り組むべき課題、あるいは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために、1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。	300	152	152	152	152	908		平成22年度は基金で対応
2	横瀬町	第3条(3)	職員及び議員の合同研修会の開催		-	37	37	37	37	148		
3	皆野町	第3条(3)	職員及び議員の合同研修会の開催		-	37	37	37	37	148		
4	長瀨町	第3条(3)	職員及び議員の合同研修会の開催		-	37	37	37	37	148		
5	小鹿野町	第3条(3)	職員及び議員の合同研修会の開催		-	37	37	37	37	148		

## 共生ビジョン事業一覧集計表(市町村別)

(単位：千円)

市町村名	H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計
秩父市	49,750	48,052	12,052	12,052	12,052	133,958
横瀬町	20,000	20,762	10,512	10,512	10,512	72,298
皆野町	20,000	20,762	10,512	10,512	10,512	72,298
長瀬町	20,000	20,762	10,512	10,512	10,512	72,298
小鹿野町	20,000	20,762	10,512	10,512	10,512	72,298
総計	129,750	131,100	54,100	54,100	54,100	423,150

共生ビジョン事業一覧集計表(政策分野別)

(単位：千円)

区分		H22事業費	H23事業費	H24事業費	H25事業費	H26事業費	計
1	生活機能の強化						
	医療						
	①医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	125,000	125,000	50,000	50,000	50,000	400,000
	②救急医療体制の充実						
	③リハビリテーション体制の確立						
2	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野						
ア	デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラの整備						
	①秩父圏域情報化の推進	0	0	0	0	0	0
	②地域情報共有システムの構築準備	150	0	0	0	0	150
イ	圏域外の住民との交流及び移住促進						
	①交流及び移住促進事業の実施	4,300	5,800	3,800	3,800	3,800	21,500
ウ	水道						
	①秩父圏域における水道事業の運営の見直し	0	0	0	0	0	0
3	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野						
	①人材育成等	300	300	300	300	300	1,500
	総計	129,750	131,100	54,100	54,100	54,100	423,150